

平成28年度 社会福祉法人幸田町社会福祉協議会事業計画

少子高齢化や核家族化、働き方の多様化が進行し、地域社会や家庭の機能が大きく変容する中で福祉課題は、孤立、貧困、ひきこもり、家庭内での虐待、DV等多岐にわたり、以前は家庭の中や地域の中で解決されてきたものが解決されないまま表面化しています。このような福祉課題に対応するためには、制度内の福祉サービスのみならず、制度で対応しにくいニーズに応える活動を積極的に展開しなければなりません。

介護分野では、地域包括ケアシステムの構築に向けた対応が本格的になり、住民主体の多様な取り組みや地域の実情に合わせた生活支援サービスの充実が期待されます。障害分野では、障害者差別解消法が成立し、地域全体で障害についての理解を深め、配慮していくことが求められます。また、社会福祉法人制度改革により、今後は公益性、非営利性が徹底され、地域社会への貢献活動が義務化されます。

こうした状況を踏まえ、わたくしたち社会福祉法人は、その社会的役割を再確認し、社会福祉法の理念に従い、地域住民の皆様信頼される組織として運営の透明性に努め、効率的で安定した経営を推進して事業に取り組んでまいります。

1 基本方針

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「支え合い ともに生きる まちづくり（一人一人が自立し、人とつながり、お互い様をひろげよう）」の実現を目指すため、住民による福祉活動を支援し、住民の立場になって共に福祉課題の解決に向けて取り組みます。そして、以下の目標を達成できるよう「自助・互助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働できる体制づくり」に努めます。

(1) 家庭の力を向上させる

一人一人の生きる力を強化し、人と人のつながりづくりに取り組みます。

(2) 地域福祉の担い手を増やす

お互い様という互助の意識を醸成するとともに、地域福祉推進の核となる人材づくりに取り組みます。

(3) 地域のつながりをつくる

支援の必要な人を早期に支援するための仕組みづくり、連携・協働できる体制整備に取り組みます。

(4) 安心して住み続けられるまちをつくる

たとえ障害があっても要介護状態になっても、できる限り住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるような地域づくりに取り組みます。

2 平成 28 年度の主な取り組み

(1) 法人運営部門

ア 経営基盤の確保

会務の運営

安定的な財源の確保

適切な予算配分と人員配置

イ 職員の資質向上

各種研修会等に参加、職員の資質向上と能力開発

人事考課制度の運用

コンプライアンスの徹底

(2) 地域福祉活動推進部門

ア 福祉教育の推進

町内の小中学校、高等学校を福祉協力校に委嘱

福祉教育プログラムの提案

ボランティアなどを体験する機会の提供

イ 地域でのサロンやサークル活動への支援

既存のサロンへのプログラムの提案と情報提供

新規立ち上げへの支援

ウ ボランティアセンターの機能充実

気軽に相談できる窓口

ボランティアをする人と求める人のマッチング

ボランティアへの関心を高める機会づくり

エ 災害に対する備え

災害時ボランティア支援本部運営スタッフ養成講座の開催

養成講座修了生に向けた継続的な活動の提案

オ 福祉車両・福祉用具の貸出

貸出の福祉用具、福祉車両の充実

- カ 福祉実践活動者への費用助成
福祉人材育成講習費用の助成
- キ 福祉6 団体事務局の運営、活動支援
情報提供や活動の提案等、自主運営化に向けた動機づけ
- ク 広報活動
広報「ともに生きる」の発行
ホームページでの情報発信
社会福祉大会の開催
- ケ 赤い羽根共同募金配分金の有効活用
福祉団体やサロン等への活動費助成
保育所や幼稚園への活動費助成
- コ 総合事業への取り組み
第1層生活支援コーディネーターの配置<<H28 新規事業>>

(3) 福祉サービス利用支援部門

- ア 地域包括支援センターの受託
総合相談支援
虐待防止や困難事例への対応等、権利擁護への取り組み
地域ケア会議の開催
幸田町介護サービス事業者連絡協議会への協力
介護予防プランの作成
介護予防講座等の開催
- イ 権利擁護への取り組み
日常生活自立支援事業の受託
司法書士による法律困りごと相談の実施
成年後見制度の利用支援
成年後見センター（仮称）設置に向けた準備<<H28 新規事業>>
- ウ 各種貸付事業の実施
経済的な困窮者への自立相談支援

生活福祉資金の受託

たすけあい資金

つなぎ資金

エ 障害のある人に対する相談体制の整備

セルフプランの作成支援

相談支援専門員の養成

(4) 在宅福祉サービス部門

ア 見守り事業の実施

見守り配食事業の実施

友愛訪問活動への支援

イ 居宅介護支援事業所の運営

ケアプランの作成

ウ 訪問介護事業所の運営

ホームヘルパー（介護保険、障害福祉サービス）の派遣

移動支援事業の受託

養育支援事業の受託